「杉並区区民等の意見提出手続き」の結果報告書

■政策等の題名 杉並区男女共同参画行動計画

~理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして~

■政策等の公表日 平成25年4月1日

■意見提出期間 平成24年12月11日~平成25年1月10日(30日間)

■意見提出実績

総数9件(個人9人、団体0件)

• FAX 3件

• 郵送 1件

・メール 5件

注)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

- お寄せいただいたご意見と区の考え方 別紙のとおり
- 問合わせ先

区民生活部管理課 男女共同·犯罪被害者支援係 電話 3312-2111 内線3756

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		計画全般	
1	計画全体	男女共同参画行動計画については、誰 が見てもわかりやすく理解しやすい計画 になるよう希望する。	計画の改定にあたっては、3つの重点テーマを定め、特に力を入れるべき取組を示すなどの工夫を行いました。今後は、冊子にする際に、さらにわかりやすい編集に努めるなど、一人でも多くの区民に読んでいただけるよう努めていきます。
2	基本目標	過去の行動計画には基本目標があったが、今回の行動計画(案)には見当たらない。改めて掲げるべきである。	行動計画は、基本構想が掲げる区の将来像に向けて、男女共同参画の視点からその実現をめざす計画です。改定にあたり、従前の行動計画が掲げていた基本目標の理念を継承することとし、計画名の副題(理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして)にも反映させています。
3	基本構想と の関連	行動計画(案)では、随所に「基本構想の実現のため」とあるが、これは本末転倒である。男女共同参画行動計画は、区政全般、もちろん基本構想であっても、常に「男女共同参画(ジェンダー)」の視点を貫くことを求め、それが実践されていることをチェックすべきである。	基本構想には、「男女共同参画の観点から、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した社会環境づくりを進めます。」とあり、行動計画はこの基本構想を踏まえて策定するものです。
4	計画策定の 視点	行動計画(案)では、性に対する不利益を解消するという肝心な視点がない。女性(男性)であるがゆえに受ける不利益をどのように解消していくか、そのための計画という根拠が希薄である。	男女共同参画は、ただ単に性による不利益を解消することで実現するものではなく、男女が対等な立場で互いを認め合い、性別に関係なく全ての個人が自立した主体として、個性や能力を十分に発揮できる社会を構築することにより実現するものと考えます。
5	目標の設定	目標の設定を、I 人権が尊重される区政、II あらゆる分野で個性と能力を発揮できる区政運営、II 支援を要する男女への手厚い施策実現、IV仕事と生活を人間らしく営める区政実現、V 男女共同参画を実現する杉並区政を推進するための体制整備、に変更すべきである。	目標の順番については、「あらゆる分野で男 女が個性や能力を発揮できる社会を実現す る」という、男女共同参画社会の本来的な目 的等を踏まえて設定すべきと考えます。
6	"	目標の順番としては、重要度から「IV人権が尊重される社会の形成」が最初に来るべきと考える。	

7	成果指標	成果指標の数値目標は、登用割合、就 労者数、対象者数などの実数に基づく割 合や数値であるべき。	成果指標については、可能な限り実数値を用いていますが、一方で、「社会全体が男女平等になっていると思う人の割合」等、男女共同
8	"	数値目標の多くが、「〜と感じる人の割合」「〜と思う人の割合」など、主観的な数値であり、現実の社会のしくみを変えていく力にならない。現実的な数字に差し替えるべきである。	参画社会の実現に関する区民の意識や実感等についても成果指標として採用し、計画の進捗状況を評価・検証していくことも必要と考えます。
9	語句の使用	行動計画(案)全般における「NPO」という言葉の記載について、地域にはNPO 法人とならず、活動している民間団体も あるので、NPO, NGOと並列に記してほ しい。	行動計画の中の「NPO」の記載については、 ご指摘の「NGO」を含めて、幅広い意味で使 用しています。
10	性別等格差	日本においては、性別賃金格差、労働条件格差が問題となっており、この現状が日本経済にとってもマイナス要因であることを意識した書き方もあると考える。	事業者に対する意識啓発事業の中で、雇用に おける均等な機会と待遇の確保等についても 徹底を図ります。
11	計画の主体	行動計画(案)における推進主体がはっ きりしていない。	行動計画の策定・推進主体は区(行政)であり、区民・関係団体等とも連携・協力しながら 取組を進めます。
12	"	計画の実行度合いを検証する主体も不明確である。	区は、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を定期的に行い、成果を検証するとともに、進捗状況について、「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」からもご意見をいただきながら、今後の取組に反映していきます。
		目標 I あらゆる分野で男女が個性や食	と力を発揮できる社会づくり
13	課題1	区が主催する審議会においては、委員における男女の割合を規定する(クオーター制)などの対策を講じるべきである。また、「審議会等における女性の積極的な登用」の中で、担当が「男女共同参画担当」となっているが、全庁をあげて取り組む事業ではないか。	各種審議会等への女性委員の割合については、「男女共同参画担当」のもとで継続的な実態調査を行い、男女のバランスの取れた登用に努めていくとともに、全庁をあげて男女共同参画の理念を考慮した組織や事業の運営に取り組みます。
14	"	区役所組織における女性職員の登用を 積極的に進めていくとともに、女性管理 職の割合を50%にするなどの数値目標 を掲げてほしい。	ご指摘のような数値目標設定の前に、女性職員が役職者として能力を発揮できるような支援制度等を、より一層充実していくことが重要と考えます。
15	課題2	「地域活動における参画の場と機会の提供」は、女性政策として内容がなく、計画に記載する意味がない。	男女が共に子育て期、中高年期といったあらゆるライフステージに応じて、仕事と家庭だけでなく地域に関心を持ち、地域活動やボランティアにも参加することは、男女共同参画の理念にも通じることと考えます。

16	課題3	防災計画の見直しや避難所の運営には 女性の視点が必要である。検討委員の 半数は女性委員としていただきたい。	地域防災計画を検討する防災会議に女性が 参画することはたいへん重要であり、女性の 参画を付帯決議とした改正災害対策基本法 の趣旨を踏まえた対応に努めていきます。 なお、避難所である震災救援所の運営連絡会 委員は、約半数が女性となっています。
		目標Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ラ	ライフ・バランス)の実現
17	課題1	杉並区は、公的責任によって働く世代の ワーク・ライフ・バランスを充実させる先進 自治体になることを切望する。	あらゆる男女が仕事と子育てや介護、地域活動などが両立でき、一人ひとりが自己実現を図るとともに充実した生活を送ることができる地域社会の構築をめざして取り組んでいきます。
18	"	目標 II では、ワーク・ライフ・バランスの認知度を成果指標にしているが、認知度という曖昧な指標ではなく、残業時間の削減数や有給休暇取得率等客観的な指標とすべきである。	直近の調査では、区内における仕事と生活の 調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度は、4 4.9%となっています。このため、仕事と生活 の調和に関する社会的気運醸成のための意 識啓発の推進にさらに力を入れていくことで、 まずは、その認知度を上げていくことが大切と 考えます。
19	"	取組①「就労が可能な環境の整備」、取 組②「安心して子育てができる環境の整備」について、実現する年度も数値もない。設定すべきである。	行動計画は、基本構想や総合計画及び区保健福祉計画等、関連する行政計画との整合性を十分に図った上で策定します。実施年度や事業規模ついては、総合計画や他の個別計画で示された内容に準拠しています。
20	"	女性は、出産・育児・介護などで離職するケースが多い。女性が「働く権利の保障と環境整備」について記載してほしい。	行動計画は、ご指摘にもあるような子育てや介護、地域活動などが両立できる社会を実現することを目標とし、その環境整備のため、具体的な施策を盛り込んでいます。
21	"	子育てに対する支援については、量的に 十分な体制をとる必要がある。また、子 育て環境を公的責任で全うすることが重 要である。	子育て施策については、保育所、学童クラブの整備拡充をはじめとした各種事業を実施することで、子育て期にある男女が仕事か家庭かといった二者択一でなく、多様な生き方を選択できる社会の実現をめざします。
22	"	<mark>取組</mark> ②「安心して子育てできる環境整備」 を「男女ともに子育てを行う環境」という記 述に変更すべきである。	取組②の表題は、「女性も男性も安心して子育てできる環境整備」を意味しています。
23	"	介護に関する支援が不十分であり、介護 を行う家族が就労可能な介護支援が必 要である。	介護施策については、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームの整備をはじめ、在宅介護を支援するため、介護保険サービスに加え、区独自のサービスを充実させていきます。
24	課題2	事業者と社会に対する意識啓発について は、労基法の徹底を踏まえて行っていく べきである。	事業者に対しては、雇用における均等な機会 と待遇の確保等を念頭に置いた意識啓発事 業を行っていきます。
25	課題2	競争入札のポイント加点にあたっては、 建設工事だけでなく多くの業種への適用 を求める。また、「女性の管理職への積 極的登用」などもポイントの対象にして頂 きたい。	総合評価方式による競争入札については、現在、建設工事を対象として施工していますが、対象事業者や加算対象の範囲の拡大については、これまでの成果等を踏まえ、今後の研究課題とします。

26	"	病院や高齢者施設等、夜勤が必要な職 場の労働条件の改善を求める。	ご意見については、男女共同参画社会に向けた事業者に対する意識啓発事業の取組の中で、参考とさせていただきます。
		目標Ⅲ 特別な配慮を必要とす	ける男女への支援
27	目標皿全般	「特別な配慮」という文言は、誰にでも起こりうる「基本的人権が脅かされている状態」ですので、もっと適切な表現をお願いしたい。	ご指摘のとおり、目標皿に掲げた「困難な状態」とは、誰もが置かれる可能性のある状況であり、表現を修正します。
28	課題1 課題2 課題3	ひとり親家庭、介護や支援が必要な高齢者、定職につけない若年層については誰もが置かれる可能性のある状態であることから、基本的人権の問題としてとらえていただきたい。	基本的人権に十分配慮した上で、関連する福祉施策や就労支援センターによる相談・職業紹介等、必要な行政サービスを提供していきます。
29	課題1	ひとり親家庭の支援について、母子福祉 資金に関しての柔軟な対応を求める。また、貧困の連鎖が起きないよう子どもた ちに対する学習支援や女性への家事支 援などを希望する。	DV被害者に対する母子福祉資金については、その実情を考慮し、一定条件により貸付を行うなどの対応をしています。ひとり親家庭への支援では、家事育児を支援する「ひとり親家庭等ホームヘルパーサービス」や就労自立を支援する「ひとり親自立支援プログラム策定による就労支援」とともに、母子寡婦福祉団体連合会への援助も行っています。
30	"	母子家庭は、より貧困に陥りやすく、その ための支援が必要である。	生活上の困難に直面しやすい母子家庭においては、子どもの養育をはじめ生活の安定に向けた支援が必要です。このため民間母子生活支援施設への入所支援や母子福祉資金等の貸付とあわせて、就労支援策としては、技能や資格取得に向けた修学費用の助成等を行っています。
31	課題2 課題3	障害者、高齢者一般でなく、女性にとって の視点からの分析と対策が欠けている。	男女の別なくさまざまな配慮を必要とする障害 者や高齢者等への支援を行っていくことが重 要と考えます。
32	課題3	高齢者虐待に対する地域包括支援センターやケアマネージャーにDV防止の知識を持ってもらうことを希望する	地域包括支援センターやケアマネージャーの 虐待対応の研修の中で、虐待の背景にある DVの把握や対応方法等に関する理解を深め ることに取り組んでいます。
33	課題4	就労支援センターの施設及び職員体制 の充実、開館時間の延長、開設日の増 加を求める。	区就労支援センターは昨年12月に開設したばかりであり、今後の成果等を検証した上で、運営の改善に努めていきます。
34	課題4	労働相談体制の充実や資格取得・職業 訓練情報の提供を区内各施設等で行え るように求める。	区就労支援センターでは、就労相談に力を入れており、必要な情報提供とあわせ、キャリアカウンセラーによる相談者の実情に応じた就労準備に向けた支援を行っています。
35	"	母子に対する支援に比べ単身女性に対 する支援は薄く、貧困に陥りやすいので、 決め細やかな支援を望む。	区就労支援センターは昨年12月に開始された ばかりであり、今後の成果等を検証した上で、 事業内容の改善に努めていく考えであり、い ただいたご意見については、今後の参考とさ せていただきます。

36	"	就労支援の推進については、女性政策と しての内容がなく、計画に記述する意味 がない。	長期にわたり経済状況が低迷する中、若年層を中心に男女の別なく継続的な就労支援が必要であり、福祉事務所と就労支援センターが連携を図るなど、重層的な支援を行っていきます。
		目標Ⅳ 人権が尊重される	る社会の形成
37	課題1	目標IVのタイトル「人権が尊重される社会の形成」は、「特別な配慮を必要とする男女への支援」に差し替えて目標IIのタイトルにすべきである。また、課題1(暴力の根絶)と課題2(生涯にわたる心と体の健康支援)は、別々の項目として独立させるべきと考える。	女性に対する配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害です。このことからも、目標Ⅳのタイトルには、「人権」という用語が必要と考えます。また、あらゆる男女が互いの身体的性差を十分に理解し、それぞれの人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会実現の理念にも一致するものと考え、目標Ⅳの課題としています。
38	"	DVには、生活費を渡さない経済的暴力もある。また、言葉による精神的暴力やネグレスト(無視)などは「新たなDV」ではない。	ご指摘のとおり、言葉による精神的暴力等は 従前から課題とされてきたもであるため、「新 たなDVの形態」を「多様なDVの形態」に修正 します。
39	"	デートDVについても是非、目標Ⅳの中に 入るべき。	デートDV(交際相手からの暴力)については、 ここ数年、結婚や同居していなくても起こりうる DVとして、問題視されてきました。ご指摘を踏 まえ、デートDV対策について追記します。
40	"	DV以外のセクハラ、性犯罪、ストーカー 等がひとくくりにされているが、それぞれ 分けて対策を記載すべきである。	あらゆる暴力の根絶に向けて、区立男女平等推進センターをはじめ、福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携のもと、十分な相談体制の確立と被害者の実情に合った対応を進めていきます。
41	"	に限定される。広く意に反した性的暴力と	DV以外のセクシャルハラスメントや性犯罪、ストーカー等、広く意に反した性的暴力という意味での表現として、「暴力」を「性暴力」に修正します。
42	課題1	配偶者暴力相談支援センターを設置し、 関係機関が連携することで、緊急避難だ けでない自立までの伴走ができるよう希 望する。	配偶者暴力相談支援センターについては、相談から適切な支援へと結び付けていくため、 区立男女平等推進センターや福祉事務所等、 庁内の連携を密にし、機能の整備に向けた取組を進めていきます。
43	"	業における通訳はもちろん、入管法を熟	杉並区交流協会との連携のもと、ボランティア 通訳による外国人相談窓口(外国人サポート デスク)の運用をはじめとした取組を実施しま す。

44	"	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議 に病院・産院・民間団体を加えてほしい。	連絡会議については、今後も区内関係団体の 連携を密にしていく必要があり、ご意見につい ては、そうした取組の中で参考とさせていただ きます。		
45	"	DV対策として、出産準備両親教室にも「あかちゃんタイム」図書館にも女性と子どもの人権に触れた本を置いたり出張講座を開くよう求める。	DV対策としての啓発活動は、現在、本庁のロビーにおけるパネル展や関連図書の展示等を実施するとともに、区立男女平等推進センターにおいても啓発講座や関連図書の貸し出しを行っています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。		
46	"	障害者の虐待調査に男女共同参画の視 点を要望する。	区では、障害者施策課に通報等の対応窓口を設置しました。ご指摘の「障害者の性的虐待」については、DV被害、児童虐待や高齢者虐待等に関わる関係部署と連携し、実態の把握に努めるとともに、虐待の未然防止を図っていきます。		
47	"	DV対策については、「東京都や警察などとの他機関との連絡調整を密にしていきます。(13ページ)」の中に、民間支援団体を入れてほしい。	連携先として、「民間支援団体」を追記します。		
48	"	DV被害者は「誰にも相談せず(17ページ)」を「誰にも相談できず」に、「深刻化させている(同)」を「深刻化してしまう」に変更してほしい。	ご指摘を踏まえ、「誰にも相談せず」を「誰に も相談できず」に修正します。		
49	課題2	生活習慣病の増加を課題にする必要はない。また、性教育についての項目を記載すべきである。	生活習慣病への対策をはじめ、生涯わたって 心身ともに健康に暮らすことは、男女共同参 画社会の理念にも一致するものであり、課題 とすることが適当と考えます。 また、性教育については、行動計画には記載 しませんが、人間教育の一環として、学習指 導要領等の各教科等のねらいや内容に基づ き、子どもの発達段階に即し、学校の教育活 動全体を通じて計画的に行っています。		
	目標V 男女共同参画を推進する社会づくり				
50	課題1	区立男女平等推進センター移転と運営体 制の充実を求める。	区立男女平等推進センターについては、施設の周知を含め、事業等のさらなる活性化を3つの重点テーマの一つと定め、特に力を入れて取り組むこととしています。なお、施設の移転については考えていません。		
51	"	セクシャルマイノリティーの人権について の記載を追加してほしい。	性的少数者に対する問題など、今日的な課題 を含め男女共同参画に関する普及啓発をより 一層拡充していきます。		

52	課題3	区役所が率先してワーク・ライフ・バラン ス実現のモデルになり、杉並の名を高め てもらいたい。	区では、女性職員の登用を含め、全ての部署において、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめとする男女共同参画の理念を考慮した組織や事業の運営に取り組んでいきます。
53	"	区役所において、男性が育児休暇を容易 に取れる環境整備を求める。	区では、育児休暇制度の積極的なPR等を含め、男性職員が育児休暇取得を促す環境整備に引き続き努めていきます。
		その他	
54	関係条例の 制定等	東京都内の多くの自治体では、「男女共同参画推進条例」を制定しており、杉並区においての同趣旨の条例の制定を望む。あわせて、現在の男女共同参画推進区民懇談会」を前進させた「(仮称)男女共同参画審議会」の設置を求める。	区では、「男女共同参画都市宣言」により男女共同参画に関する区の姿勢を明確にするとともに、区立男女平等推進センターの開設、区や関係団体による啓発講座や学習会の開催、相談員による相談事業の実施など、男女共同参画社会の実現に向けて幅広い活動を進めてきました。今後も、宣言の主旨を踏まえ、新たに策定する行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に推進していくことが重要と考えています。なお、関連する条例や審議会の設置については、将来の課題と考えます。
55	意見提出手 続きの実施 時期	意見提出手続きの時期については、区民 にとっても最も忙しい年末年始は避ける べきであったと考える。	意見提出手続きの実施時期については、今 後の行動計画改定の際には十分に留意のう え対応していきます。
56	計画検証の 調査	改定にあたり行われた「男女共同参画に 関する意識と生活実態調査」について は、公平・公正に区民の実態を反映でき るような工夫が必要である。	ご指摘の調査については、行動計画の成果を 検証する手段として今後も定期的に行う予定 ですが、実施にあたっては、調査対象者の選 定に留意するとともに、「杉並区男女共同参画 推進区民懇談会」の意見も聞いた上で進めて いくなど、調査内容における客観性の確保に 努めていきます。
57	センターの 体制	男女共同参画を進めていく区の体制については、専任課長、選任係長を配置するとともに、男女平等推進センターにも区職員を常駐させるべきである。	ご意見については、今後の参考とさせていた

杉並区男女共同参画行動計画

~理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして~

一平成25年度~29年度一

平成25年3月



杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る 思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え 互いに個性や能力を尊重し さまざまな分野に参画し 心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ 平等と平和の輪を広げるため 杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します



平成9年12月1日

目 次

■ 第1章 ■ 計画の基本的考え方
1 計画改定の趣旨
2 計画の性格・位置付け
3 計画期間
4 計画の推進
5 男女共同参画をめぐる国や都の動き
6 区における男女共同参画の現状
7 これまでの取組状況と課題
■ 第2章 ■ 計画の重点テーマと目標 ·
1 3つの重点テーマ
2 5つの目標
目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり
目標Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
· 目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援
目標IV 人権が尊重される社会の形成
目標V 男女共同参画を推進する社会づくり
3 計画の体系
■ 第3章 ■ 計画の内容
目標別 課題・取組・事業体系
目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

取組② 介護基盤の整備41
課題4 就労支援の推進42
取組① 若者への就労支援43
取組② 生活保護受給者に対する就労支援43
目標IV 人権が尊重される社会の形成
課題1 男女共同参画を阻害する暴力の根絶44
取組① 未然防止・早期発見45
取組② 相談体制の充実45
取組③ 被害者の保護・自立支援46
取組④ 関係機関の連携46
課題2 生涯にわたる心と体の健康支援47
取組① 健康に対する啓発48
取組③ 健康保持・増進への支援48
目標V 男女共同参画を推進する社会づくり
課題1 男女共同参画に関する普及啓発49
取組① 区民等に向けた啓発50
取組② 女性団体等の育成50
課題2 男女平等に関する教育・学習の推進51
取組① 男女平等に関する学校教育等の推進52
課題3 推進体制の充実53
取組① 国・都等関係機関との連携による男女共同参画の推進54
取組② 区民・事業者・団体等の協働による男女共同参画の推進54
取組③ 職員の意識啓発54
成果指標等の数値目標一覧55

第1章 計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

- ○「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を10年後の杉並区の将来像に掲げた、新たな基本構想が平成24年3月に策定されました。「支えあい共につくる」は基本構想の理念のひとつでもあり、これを踏まえて、区と区民とが共に、地域のさまざまな課題について連携して取り組み、地域の力を高めていくことが重要になっています。
- ○さらに、少子高齢化が進展していく中で、誰もが健やかに豊かに暮らせる地 —域社会をつくっていくため、男女の別や国籍、年齢を超えて、すべての区民 がお互いを尊重し合い、地域の一員としての意識を高めながら、力を合わせ て活動していくことが必要です。
- ○このような視点から、基本構想が掲げる将来像を実現するためには、男女が 対等な立場で互いを認め合い、女性も男性も全ての個人が「支えあい共につ くる」自立した主体として、喜びも責任も分かち合い、その個性や能力を十 分に発揮できる男女共同参画社会の実現が欠かせません。
- ○一方、長期にわたる経済状況の低迷、及び非正規雇用の増加などの雇用・就業構造の変化をはじめ、世帯当たりの人数の減少、地域社会とのつながりの希薄化等により、ひとり親家庭、単身高齢者、若年層を中心にさまざまな困難な状況に置かれている男女が増加しており、その自立を支援することは、男女共同参画社会の理念にも通じる重要な課題となっています。
- ○加えて、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりにおいても、地域防災計画の内容や防災対策のあり方等について、 男女共同参画の視点からの充実・強化が不可欠といえます。
- ○区においては、長年の取組により男女共同参画は一定前進してきましたが、 今なお、積極的に取り組むべき課題やこれら社会状況の変化等により生じた 新たな課題への対応がさらに求められています。そこで、あらゆる男女が個 性や能力を発揮できる参画の場と機会が確保され、生きがいのある充実した 生活を送れ、心豊かで活力ある地域社会を実現するため、「男女共同参画社 会をめざす杉並区行動計画」を改定することとします。
- ○改定にあたっては、これまでの男女共同参画の取組を踏まえるとともに、基本構想の策定を機に施策をなお一層推進していくため、名称も「杉並区男女共同参画行動計画 ~理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして~」 (以下「行動計画」という。)と改めて策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

- 〇この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすため、区の基本的 考え方や目標を示すとともに、関連する施策・事業を体系化したものです。
- ○基本構想に掲げる 10 年後の杉並区の将来像「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向けて、男女共同参画の視点からその実現をめざす計画であるとともに、杉並区総合計画を上位計画とする計画として位置付けます。あわせて、その他の区の各分野における計画との整合性を図り、策定した計画です。
- 〇男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」 に該当するものです。
- 〇この計画の目標IVは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画期間

○平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。ただし、杉並区総合計画の改定と合わせ、必要な見直しを行うものとします。

4 計画の推進

- ○行動計画には、保健福祉、産業振興、まちづくり、教育等、幅広い分野の 施策が盛り込まれているため、総合調整を行う推進体制が必要です。この ため、区では庁内推進組織である「男女共同参画推進会議」のもと、必要 な調整を図りながら、男女共同参画に関する総合的な施策を推進していき ます。
- ○また、成果指標等の数値目標を踏まえ、事務事業の進捗状況調査を毎年度実施し公表するとともに、その成果等を評価・検証するため、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」などを定期的に行い、今後の取組等の改善につなげていきます。
- ○なお、評価・検証にあたっては、学識経験者、公募区民、地域団体等代表で 構成する「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見を十分に踏まえて行 います。

5 男女共同参画をめぐる国や都の動き

(1) 国の動き

- ○国においては、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)が制定され、男女共同参画社会に向けた基本理念が明確になるとともに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題として位置付けられまし
- 120
- 〇基本法に基づき、平成12年度には「第1次男女共同参画基本計画」が 策定され、各施策の基本的方向性や内容が示されました。
- ○平成17年に策定された「第2次計画」では、政策や方針決定過程への 女性の参画の拡大などの重点分野が示されるなど、その内容は、平成18 年の男女雇用機会均等法の改正(性別による就業等の差別禁止)や配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正(配偶者暴力 の定義の拡大、保護命令制度の拡充等)などに影響を与えたといえます。
- ○平成22年12月には、現行基本計画である「第3次計画」が策定されました。この計画においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の本格的な到来に加え、長期化する経済の低迷や社会における閉塞感の高まり、さらには非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大等をこの間の社会情勢の変化と捉え、改めて強調している視点として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進をあげ、都道府県や市町村と一体となって取り組んでいくとしています。
- 〇また、平成13年4月に配偶者暴力防止法が制定され、配偶者の暴力や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が明記されました。その後、平成16年、平成19年に同法は一部改正されました。平成19年の改正配偶者暴力防止法では、DV被害者の保護命令制度を拡充するとともに、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされました。

(2) 都の動き

○東京都では、全ての都民が、性別に関わりなく個人として尊重され、男 女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平 等参画社会の実現をめざして、東京都男女平等参画基本条例(平成 12 年 3 月)を制定しました。これを機に、「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、都と男女平等参画を進める各種団体との連携・協力による事業を中心に取組を推進しています。

- ○東京が今後も活力ある都市として発展をするためには、なお一層の男女 平等参画施策を推進する必要があるとし、平成24年3月に都の行動計 画を改定しました。
- ○改定計画の体系としては、①あらゆる分野への参画の促進、②仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、③特別な配慮を必要とする男 <u>女への支援、④人権が尊重される社会の形成、⑤男女平等参画を推進する</u> る社会づくりを柱としています。
- ○平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成21 年度、平成24年度と改定を重ね、暴力のない社会の実現に取り組んで います。

6 区における男女共同参画の現状

- (1) 「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の実施
 - ○行動計画の改定にあたっては、区における男女共同参画の現状をできる限り具体的に把握し、課題を明らかにする必要があります。
 - ○このため、区では平成23年度に、区内在住の満20歳以上の男女4,000名を対象として「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」(以下「実態調査」という。)を実施しました。

(2) 主な調査項目及び結果

- ①家庭内における男女共同参画に関する現状
 - ○共働き世帯を中心に、家事、育児、介護は依然として女性に多くの負担がかかっているといえます。この傾向は、休日においても同様で、家事、育児、介護にかける時間については、女性の方が男性に比べて長い結果となっています。
- ②職場等における男女共同参画に関する現状
 - ○厳しい経済状況から、女性の就労意向が高まっているものの、賃金や 昇進・昇給、配置等の面で女性が働きにくい状況が十分に改善されて いません。
 - ○女性が長く働き続けることへの支障についても、保育所の不足や家族

の介護・看護を理由にあげる声が多くあります。

- ○男女を問わず多くの人が、仕事も家庭生活も共に大切にしたいと考え、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を望んでいるにもか かわらず、実態としては、男性は仕事を女性は家庭を優先せざるを得 ないのが現状です。
- ③ドメスティック・バイオレンスの実態
 - ○ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の被害者は、 誰にも相談せず、問題が深刻化しているケースも多くなっています。
 - ○DV相談を行っている区立男女平等推進センターに関しては、認知度、 — 利用率ともに課題があり、さらなる周知に向けた取組が必要です。
- ④男女平等意識に関する現状
 - ○家庭や職場における男女平等意識については、前回実態調査(平成 17 年度実施)と比較して若干の改善が見られるものの、未だに「男性が優遇されている」「どちらかというとそうである」との回答が多くあり、特に職場においては半数を大きく超えています。

7 これまでの取組状況と課題

- 〇「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」については、平成7年度には じめて策定され、この間、4度にわたる改定を経て、現行動計画(平成20 年度改定)に至っています。
- ○この間、平成9年度には「杉並区男女共同参画都市宣言」を行い、区の姿勢 を明確にするとともに、区立男女平等推進センターの開設、区や関係団体に よる啓発講座や学習会の開催、相談員による相談事業の実施など、男女共同 参画社会の実現に向けて幅広い活動を続けてきました。
- 〇このような経過を踏まえ、平成20年度に策定された現行動計画については、計画期間を平成21年度から22年度の2カ年、基本目標を「理解・信頼・支えあいの共同参画社会をつくる」とし、基本目標のもとに3つの具体的な目標を掲げて計画の推進に取り組んできました。これまでの取組状況と今後の課題については、以下のとおりです。
- 目標 I 仕事と生活を両立させる「ワーク・ライフ・バランス」の仕組みづく
 - (1) これまでの主な取組と現状
 - ○区では就労意識の多様化、経済状況の低迷により女性の就労機会が一段

と増加していることを踏まえ、保育所等の増設や高齢者施設の環境整備 などに力を入れてきました。

- ○しかし、実態調査で「仕事と生活の調和のとれた環境をつくるために区に望むことは」との問いに対して、「誰もが安心して働くことができるように、保育園・高齢者施設などの環境を整えること」と回答した人が 65.3%となっており、多くの区民がさらなる環境整備を望んでいます。
- ○さらに、共働き世帯を中心に家事・育児の責任は女性に大きく偏っており、 女性が働きにくい状況が十分に解消されていません。
- ○また、男性も女性も多くの人が、仕事と家庭だけでなく、趣味や余暇、地 — 域活動にも取り組んでいきたいと望んでいますが、現実にはなかなか希望 どおりの生き方ができず、そのような活動に取り組む以前に、仕事と家庭 の二者択一を迫られる生活をせざるを得ない現状にあります。

(2) 今後の課題

○誰もが社会の中で自分らしい生き方を選択でき、その生活の状況や希望に 応じて、仕事と仕事以外の生活を無理なく両立できる働きやすい環境を整備していくとともに、個人の努力のみならず、企業・事業主の理解と協力 を得て、社会全体で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をさ らに進めていく必要があります。

目標Ⅱ 世代や立場を越えて共生できる地域づくり

(1) これまでの主な取組と現状

- ○乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が、いきいきと暮らしていくことができるよう、それぞれのニーズに応じた支援を行うほか、ゆうゆう館と保育園や児童館との交流事業など、異世代間の理解を深める取組も推進してきました。
- ○介護を必要とする高齢者も、元気な高齢者も、尊厳をもって自分らしく暮らせるようにするため、安心して相談できる仕組みづくり、生活を支援するサービスの提供、高齢者施設の整備のほか、地域活動や社会参加を支援するための長寿応援ポイント事業などを実施しています。
- ○また、子育で中の家庭に対しては、区独自事業である「子育で応援券事業」 をはじめ、さまざまな子育で支援のサービスを実施してきました。「子育 て応援券事業」をきっかけに子育で支援事業を立ち上げた地域の団体やグ ループも増加しました。さらに、学校支援本部を区立小中学校全校に配置 するなど、地域が学校を支える仕組みづくりも進みました。

(2) 今後の課題

○誰もが住み慣れた地域の中で自立した生活を送るためには、さまざまな立場の男女がその個性と能力を発揮できる地域社会の実現が重要です。このため、世代や状況に応じた地域での活動の場の提供や、企業・事業主、NPO等の協力を得ながら、互いに支えあっていく仕組みづくりを推進していくことが必要です。

目標Ⅲ DV (配偶者等からの暴力) のない安全・安心な社会づくり

(1) これまでの主な取組と現状

- ○区では関係機関との連携のもと、緊急一時保護を実施しています。あわせて、被害者の自立支援には、個々の被害者の実情に合わせた支援も行っています。
- ○区役所ロビーや地域区民センターを利用したパネル展等を通じ、言葉による精神的暴力やネグレクト(無視)など、多様なDVの形態等について啓発事業を行うとともに、DVカードを作成し、区立男女平等推進センターをはじめ、各種相談機関のPRにも努めてきました。
- ○しかし、実態調査では、DVに対する認識として、身体的な暴力に対する 認知度は高いものの、精神的な暴力やネグレクト等に対する認知度は低い 状況にあります。本人がDVと意識していなかったり、「自分ががまんすれ ば」「怒らせた自分が悪いから」などと自分を責め、他者に相談しないうち に、問題が深刻化するなどの恐れがあります。
- ○調査対象者のうちDV被害の経験者は14%でしたが、潜在的被害者はさらに多い可能性があります。また、被害を受けた経験者の中でも、相談しなかった人の割合は58.5%と過半数を超えています。

(2) 今後の課題

○身体的な暴力に対する認知度は高いものの、精神的な暴力等に対しての認知度は低いなど、DVに対する区民の理解は、まだ十分とはいえません。区立男女平等推進センター等の公的な相談機関の周知にもさらに力を入れていく必要があります。また、相談しやすい場や被害者の実情に応じたきめ細かな情報の提供に努めるとともに、具体的な支援が必要な場合には、区関係部署(区立男女平等推進センター、福祉事務所、子ども家庭支援センター等)の連携をより一層深め、迅速に対応していくことが何よりも重要です。

第2章 計画の重点テーマと目標

1 3つの重点テーマ

- ○本行動計画は、従前の行動計画が掲げていた基本目標の理念を継承しつつ、 区における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえたうえで、 特に力を入れるべき3つの重点テーマと5つの目標を定め、男女共同参画社 会の実現をめざします。
- ○また、各目標のもとの取組を構成する事業の中で、3つの重点テーマに深く関わる38の事業を重点事業として位置付け、取り組んでいくこととします。

【重点テーマ1】 男女共同参画の推進による支えあい共につくる地域社会の実現

- ○地域社会において仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が図られ、 男女が共に責任と役割を分担し合いながら、地域活動への参画など、多様な 生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みを構築していきます。
- ○東日本大震災の経験を踏まえて、男女共同参画の視点から、地域防災力を強化し、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりを進めます。

【重点テーマ 2】 困難な状況に置かれた人々にとっての男女共同参画の推進

○ひとり親家庭、介護や支援が必要な高齢者、定職に就けない若年層等を中心 にさまざまな困難な状況に置かれている男女が増加しています。このような さまざまな支援を必要とする男女への取り組みを行い、一人ひとりが尊厳を 持ち自立した個人として、個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参 画社会を実現していきます。

【重点テーマ 3】 区立男女平等推進センターのさらなる活性化

- ○区立男女平等推進センターについては、男女共同参画社会実現のための活動 拠点として、関係団体等の創意工夫を活かしながら魅力ある事業を展開する など、施設のさらなる充実・活性化と周知PRに努めていきます。
- ○DVをはじめとする相談事業については、福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携を強め、被害者の立場に立ったきめ細やかな対応が迅速に行えるよう庁内体制の整備を行うとともに、東京都や警察、民間支援団体など他機関等との連絡調整を密にしていきます。

2 5つの目標

目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

(1) 目標設定の背景

- ○男女が共に個性と能力を発揮できる参画の場と機会が確保され、生きがい のある充実した生活の実現は、男女共同参画社会に欠かせません。
- ○基本構想では、「参加と協働の地域社会づくり」のひとつとして、男女が共 に地域への関心を高め、NPO、地域団体等の活動を通じて、身近な地域 の課題に地域ぐるみで連携して取り組む地域社会づくりに参画することが 重要であるという考え方が示されています。
- ○さまざまな分野で男女を問わず、多様な個性や価値観を持つ人材を生かすことは、政治、行政、経済、文化及び地域振興などの発展にもつながります。
- ○甚大な被害をもたらした東日本大震災においても、男女が共に協力して取り 組んでいくことが地域における防災力の向上に結びつき、大変重要であるこ とが再認識されました。

(2) 取組の方向性

- ○行政や地域活動・防災などの分野において、企画、方針・意思決定段階から の女性の参画を促進します。
- ○地域社会で各年代における男女が共に活躍する場や機会を提供できるよう、 区民やNPO、地域団体等と連携を図りながら、地域でのネットワークづく りをさらに進めていきます。
- ○東日本大震災での教訓を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れて地域防災 力の向上を図り、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりに取り組みま す。

成果指標I

目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

●社会全体が男女平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)

14.4%(23 年度)⇒ 30.0%(29 年度)

目標 II 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)の実現

(1) 目標設定の背景

- ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、個人が生活の状況や 希望に応じたそれぞれの意思により、仕事と仕事以外の活動(子育て、介護、 余暇、地域活動等)との調和を図ることです。
- ○基本構想においても「男女共同参画の観点から、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) に配慮した社会環境づくりを進める」としており、男女 共同参画を促進するうえで、重要なものです。
- ○経済のグローバル化、雇用状況の変化等が進展する一方、少子高齢化・核家 族化の進行や人々の価値観の多様化により、家庭を取り巻く環境も大きく変 化しています。
- ○実態調査では、「家事・育児は依然として女性に多くの負担がかかっている」 「女性の就労意欲は高まっているものの、女性が働きにくい状況が依然とし て解消されていない」「男性にとっても、仕事と家庭を両立させたいと考え てはいるが、仕事を優先せざるを得ない」などの厳しい現状が明らかになっ ています。

(2) 取組の方向性

- 〇男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において仕事と 子育てや介護、地域活動などが両立できる社会を実現することは、個人の 生活を豊かにするだけでなく、地域社会の活力も生み出します。
- ○子育て支援や高齢者施策等、現役世代にとって仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が実現できるような環境整備を、今後も継続して行っていきます。
- ○固定的役割分担の考え方は人々の潜在意識の中に根強く残っており、性別に 関わりなく個性と能力を発揮できるよう、意識啓発を進めていきます。

成果指標Ⅱ

目標 II 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 ●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)

44.9%(23 年度)⇒ 60.0%(29 年度)

目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援

(1) 目標設定の背景

- ○ひとり親家庭、介護が必要な高齢者、定職に就けない若年層といった人々の中で、経済的自立が困難であったり、雇用機会が不足していたり、さらには地域社会とのつながりが希薄になるなど、困難な状況に直面する男女が増加しています。
- ○特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いこと等を背景 として、貧困など生活上の困難に陥りやすいといえます。
- ○いったん、困難な状況に陥ると個人の力、すなわち「自助」だけで問題を解決することは大変難しく、特に若年層にとっては、世代を超えた「負の連鎖」に陥る可能性があります。

(2) 取組の方向性

- ○生活上の困難を有する男女が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、子ども家庭支援センターや福祉事務所等において、専門知識を持った職員による相談支援を充実させていくとともに、杉並区就労支援センターによる就労相談や職業紹介を行っていきます。
- ○このような行政によるセーフティーネットの構築に加えて、個人の実情に応 じたきめ細かな支援を継続的に行っていくためには、区民・事業者や地域社 会における取組も重要です。
- ○状況に応じて重層的な支援を行い、個人の自立を促すことで、その個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会を実現していきます。

成果指標皿

目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援 ●生きがいを感じている人の割合〈一般区民対象〉 (区民意向調査)

80.6%(23 年度)⇒ 82.0%(29 年度)

目標Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

(1) 目標設定の背景

- ○DV(配偶者や交際相手等からの暴力)は、家庭内や親しい者同士の間で起ることから、問題が潜在化しやすく、周囲に気付かれないうちに被害が重篤になる場合が多く見受けられます。さらに、DV被害者は、誰にも相談できず一人で悩んでいるケースも散見され、問題を深刻化させています。
- ○また、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の暴力行為に対しても、警察等と連携し、根絶に向けた取組を行うことが必要です。どのようなさ細なことでも気軽に相談できる体制の充実を図るなど、被害者の立場に立った支援を行う必要があります。
- ○一方、心身の健康の面では、女性は妊娠・出産や女性特有の疾病等、生涯において男性と異なるさまざまな健康上の問題に直面するなど、男女の解剖学的・生理的な違いに起因する性差が存在します。男女が互いの心身の性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って、生涯にわたって健康に暮らすことのできる社会を実現することが求められます。

(2) 取組の方向性

- ○あらゆる暴力の根絶をめざし、区立男女平等推進センターや福祉事務所等の 相談機関のさらなる周知に努めるとともに、措置が必要な場合には、福祉事 務所、子ども家庭支援センター等との連携を深めることで、個々の被害者の 状況と意思に応じた保護や自立支援の制度を拡充していきます。
- 〇心身の健康についての正確な知識と情報の提供とあわせて、年代や生活環境 に応じた健康診断や健康支援等の取組を進めていきます。

成果指標IV

目標IV 人権が尊重される社会の形成 ●DV被害経験者の中で誰にも相談しなかった人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)

58.5%(23 年度)⇒ 0.0%(29 年度)

目標 V 男女共同参画を推進する社会づくり

(1) 目標設定の背景

- ○実態調査では、家庭や職場における男女平等意識について、「男性が優遇されている」「どちらかというとそうである」との回答が多くありました。このことは、家庭における男女の役割分担の固定化や職場での昇給・昇格、配置等、男女の処遇の違いが背景にあるといえます。
- ○男女共同参画社会の土台を支えるのは、男女の人権の尊重や男女平等に関する個人の意識であり、社会のあらゆる場面で男女共同参画の理解を促していくことが重要です。

(2) 取組の方向性

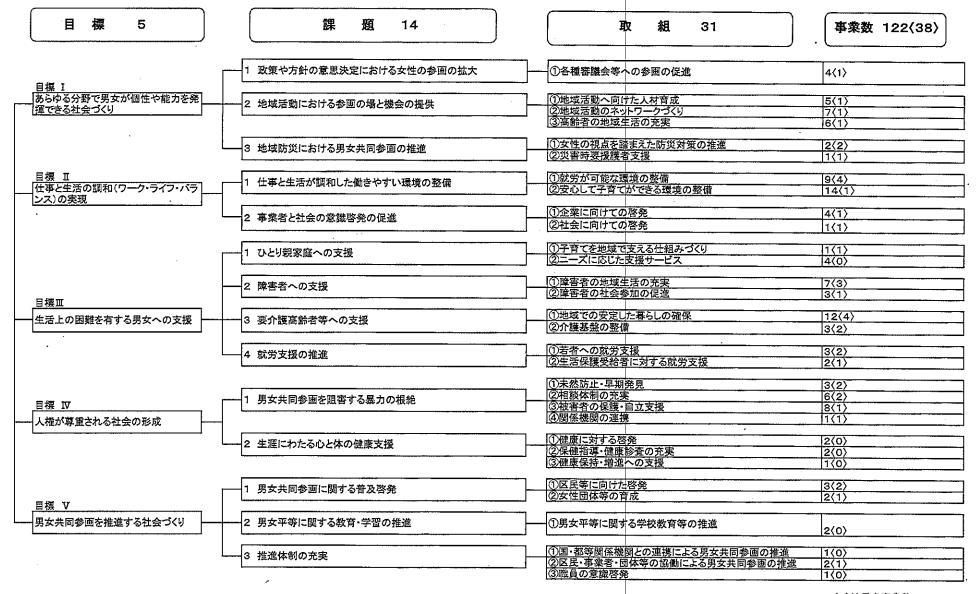
- ○家庭、地域、職場等、あらゆる場面において、男女平等を推進し性別に関わりなく個人を尊重する社会の実現に向けて、区民や企業・事業主を対象に意識啓発に関する取組をこれまで以上に推進していきます。
- ○学校教育においても、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、一人ひと りの個性や能力を伸ばすことができるよう、人権教育のひとつとして男女平 等を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- ○「杉並区男女共同参画都市宣言」を踏まえ、区の全ての組織において男女共同参画を考慮した組織、事業の運営を行っていきます。区立男女平等推進センターについては、何よりもその周知が課題となっていることから、男女共同参画社会実現のための活動拠点として、関係団体等との協働のもと、事業のさらなる充実、及び組織の活性化と周知PRに力を入れていきます。

成果指標V

目標 V 男女共同参画を推進する社会づくり ●区立男女平等推進センターの認知度 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)

20.9%(23 年度)⇒ 50.0%(29 年度)

3 計画の体系

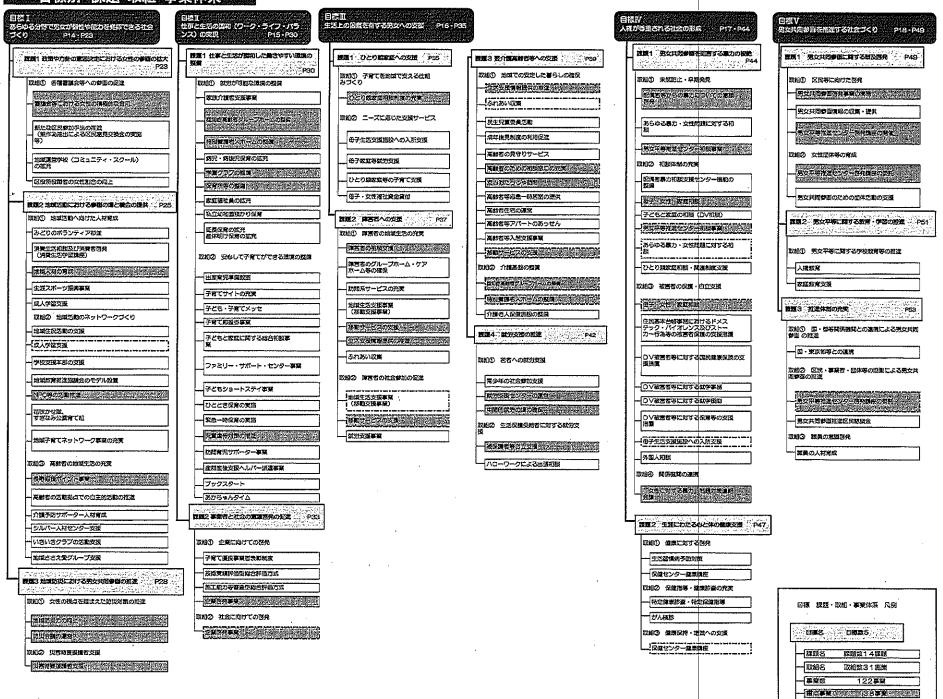


^{*〈〉}は重点事業数

^{*} 再掲分を除いた実事業数は (107件 〈29件〉)

第3章 計画の内容

目標別 課題・取組・事業体系



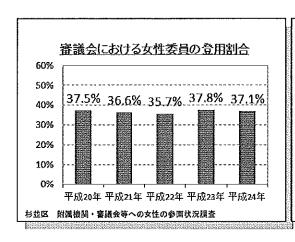
再揭塞蒙

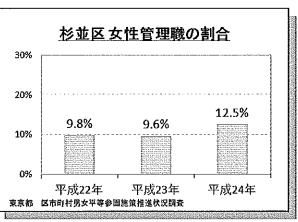
15季旅

目標 I あらゆる分野で男女が個性や能力を発揮できる社会づくり

課題1 政策や方針の意思決定における女性の参画の拡大

- ○男女共同参画社会を実現するためには、男女が政治、行政、地域活動、教育 などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、政策や方針の意 思決定段階において、特に女性の参画を拡大していくことが重要です。
- ○区の計画策定や事業実施の検討などの過程においても、女性の参画が進むこ <u>とは、多様な価値観や女性ならではの発想に基づいた区政を実現することに</u> つながります。
- ○区が主催する各種審議会等への女性委員の割合は、23 区中上位3位ですが、 国の「第3次男女共同参画基本計画」では、積極的改善措置(ポジティブ・ アクション)として、会議体の構成について、性別に一定の枠を定める動き もあり、このような取組をさらに進めていきます。区の係長級以上の役職者 の女性の割合は年々増加していますが、さらに意欲ある女性職員への支援を 通して女性管理職の割合を高めるなどして、区政に女性の視点を反映させて いきます。
- ○区の組織だけでなく、あらゆる分野で、男女が共に責任を分かち合い、個性 や立場の違いから生じるさまざまな考えや意見を活かしていくことは、各分 野を発展させるだけでなく、社会全体の活性化にもつながります。





指標	平成 23 年度	平成 29 年度	
審議会における女性委員の登用割合	37.1%	39.0%	
(男女共同参画担当)	37.170	39.U%	

取組① 各種審議会等への参画の促進

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1	0	審議会等における女性 の積極的な登用	政策・方針の意思決定への女性の参画を進めるため、参画状況(女 性委員の割合)の調査を行い、男女のバランスのとれた登用を働きか けます。	男女共同参画 担当
2		新たな区民参加手法の 推進 (無作為抽出による区民 意見交換会の実施等)	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮したうえで無作為に抽出された区民による討議会「区民意見交換会」の手法を活用するなど、区民の区政参加を促進します。	企画課 関係各課
Ç		地域運営学校 (コミュニティ・スクール) の拡充	保護者や地域住民などが合議制の機関である「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を設置し、地域住民が支援者としてだけでなく、学校運営の当事者として参画できる学校づくりを進めます。	学校支援課
4.		区役所役職者の女性 割合の向上	区役所役職者における女性の割合について、昇任猶予や一時的降任等、サポート制度の充実などの取組を通して、係長職昇任選考の女性受験者数を増加させ、係長職及び管理職の女性割合の向上をめざします。	職員課

課題2 地域活動における参画の場と機会の提供

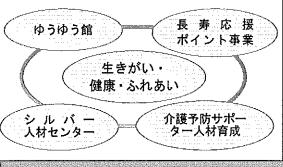
- 地域社会において、男女が共に個性や能力を発揮できる場と機会が確保され、 生きがいのある充実した生活を送ることができる活力あるまちを実現する ことは、男女共同参画社会の理念にも通じるものです。
- 杉並区総合計画の中の協働推進基本方針においても、「区民の区政への参加 の拡大を図り、区政に活かしていくことで区民の地域への関心を高め、区と 区民とが身近な地域の問題を共有し、連携して解決することができる地域社 会づくりをめざします」としています。
- このような視点を踏まえ、男女が子育て期、中高年期といった人生の各段階 に応じて、仕事と家庭だけでなく、地域に関心を持ち、地域活動やボランテ ィアにも積極的に参加できるような社会環境を整備していきます。

地域人材の育成支援

- ・「すぎなみ地域大学」を運営し、区民に 地域社会に貢献してもらえるよう講座 を実施。
- ・「すぎなみNPO支援センター」と「杉 並NPO・ボランティア活動推進センタ ー」を通してNPO団体活動支援を実施。
- ・平成 24 年 10 月現在の NPO 法人活動 登録団体数は 87 団体。

高齢者の活動支援

高齢者の方が地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、地域の団体と協働し、交流の場や社会参加の機会を提供しています。



指標	平成 23 年度	平成 29 年度	
社会参加活動を行っている人の割合	4.007	6.007	
(区民意向調査)	4.9%	6.0%	

取組① 地域活動へ向けた人材育成

	点重 案	事業名	取 組 内 容	担当課
1		みどりの ボランティア杉並	剪定講座等、みどりに関する技術的な支援・助言を通じて、区民がボランティアとして区内のみどりを守り、増やし、育てる活動する人材の育成を図ります。	みどり公園課
2		消費生活相談及び 消費者 啓発 (消費生活学習講座)	消費生活学習講座の修了生から希望者を消費生活サポーターとして 登録し、出前講座等の実施を通じ、複雑、多様化する消費者被害を未 然に防止するための啓発活動を行います。	区民生活部 管理課 消費者センター
3	0	地域人材の育成	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や 協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営し ます。	協働推進課
4		生涯スポーツ振興事業	生涯スポーツ振興事業を通じて、区内におけるスポーツ人口の拡大 を図るとともに、運営等への参画・協働の仕組みを充実させ、さまざまな 立場でスポーツに関わり、人と人とのつながりが広がることで、スポーツ による地域づくりをめざします。	スポーツ振興課
5		成人学習支援	若年層など地域との関係が希薄になりがちな世代が、日常的なつながりを形成し、主体者として地域社会に参画できるよう学習の機会を提供します。(区民企画講座) また、新しい地域づくりをめざし、学習指導者の支援のもと、受講者相互の話し合いを基本に、自由で新しい発想を育む学習の場として開催します。(すぎなみ大人塾)	生涯学習推進課

取組② 地域活動のネットワークづくり

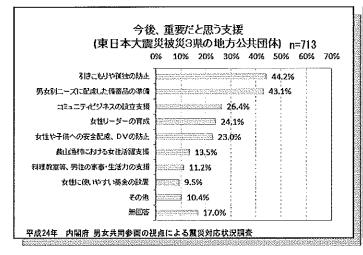
	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		地域住民活動の支援	良好な地域社会を形成するため、町会・自治会への加入促進を目的 とした加入案内等のパンフレットの作成、及び区窓口等での配布をはじ め、地域活性化事業への助成金の交付等、町会・自治会の活動を側 面から支援します。	地域課
2		成人学習支援	再掲(目標 I、課題1、取組①)	生涯学習推進課
3		学校支援本部の支援	学校と地域の連携体制の構築を図り、教員が授業や部活動、生活指導などに専念できるよう「学校支援本部」の基盤の強化と活動の充実に向け、地域人材の発掘や育成に取り組みます。	学校支援課
4		地域教育推進協議会の モデル設置	0歳から15歳までの子どもの育成や教育をコミュニティの問題として考え、家庭、地域、学校が責任を分担し合いながら、地域の教育・子育てにかかる課題に主体的に取り組む組織「地域教育推進協議会」を設置し、地域内にある組織・活動のネットワークの広がりを活かし、社会全体で子どもの育成や教育に取り組みます。	学校支援課
5	0	NPO等の活動推進	「参加と協働による地域社会づくり」のひとつとして、男女がともに地域への関心を高め、NPO等の活動などを通じて、暮らしやすい活力ある地域社会づくりを行います。	協働推進課
6		花咲かせ隊、 すぎなみ公園育て組	地域の住民が主体的に、公園で花壇づくりや清掃等を行うことで、公園の利用拡大やモラル向上を図り、地域に愛され親しまれる公園づくりを進めます。	みどり公園課
7		地域子育てネットワーク 事業の充実	全小学校区で、区民と行政の連携を強め、地域の課題やニーズに合わせた事業や世代を超えた区民相互の幅広い交流を展開するとともに、子どもが安全に健やかに育ち、育てることができる地域づくりを進めます。	児童青少年課

取組③ 高齢者の地域生活の充実

		重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
	1	0	長寿応援ポイント事業	区が認める活動に参加した高齢者にポイントシールを配布することで、高齢者が自らの能力を発揮して社会参加することを応援するとともに地域での支えあいを広げます。	高齢者施策課
7,100	2		高齢者の活動拠点での 自主的活動の推進	ゆうゆう館や高齢者活動支援センターが、生涯現役社会の核となるよう、NPO法人等と協働して特色ある施設運営を進めます。 また、高齢者の活動の幅を広げるため、協働事業実施団体や指定管理者と連携して、新たな活動のきっかけづくりと自主グループづくりの支援を強化します。	高齢者施策課
	3		介護予防サポーター 人材育成	介護予防事業の実施に協力し、地域に介護予防の普及を図る支援 者を養成し、高齢者の社会参加を促すとともに、養成講座・研修会を実 施します。	高齢者施策課
	4		シルバー人材センター 支援	就職は望まないが、社会に役に立ちたい、何か働きたいなどの生涯 現役をめざす方に就業機会を提供する、公益社団法人シルバー人材 センターの運営を支援します。	高齢者施策課
	5	The second secon	いきいきクラブの 活動支援	地域における社会奉仕活動、友愛活動、いきがい活動、健康づくり活動を行ういきいきクラブに対して、運営費の助成等の支援を行います。	高齢者施策課
	6		地域ささえ愛グループ 支援	・ 介護予防を目的とした高齢者の団体活動を支援することで、高齢者 の閉じこもりや孤立を予防します。また、支援スタッフの派遣を行いま す。	高齢者施策課

課題3 地域防災における男女共同参画の推進

- 東日本大震災を踏まえ、地域防災力の向上を図り、区民生活において安全・ 安心を確保するためには、区や警察、消防などの「公助」による対策だけで なく、地域による「共助」の取組の重要性が再認識されました。
- 区では、初期消火資機材の拡充や防災訓練の実施、震災救援所運営連絡会の 活動等を通じて、区民とともに防災力の向上に努めてきましたが、今後は、 災害に際して男女が協力して取り組んでいける体制の整備に加えて、被災時 における男女のニーズの違いに応じた対応等、男女双方に配慮した取組がよ り一層求められます。
- このため、女性の参画による新たな地域防災計画の策定をはじめ、震災救援 所の運営や災害備蓄品等のあり方についても、男女それぞれの視点からの充 実を図っていきます。



地方防災会議の委員に占める女性の割合 (一都六県)			
茨城県	22%	埼玉県	4.8%
栃木県	4.1%	千葉県	1.9%
群馬県	2.4%	東京都	X0.0
		神奈川県	10.2%

指標	平成 23 年度	平成 29 年度
区の防災対策に女性の意見が反映されてい		
ると感じる人の割合	<u> </u>	50.0%
(防災課)		

取組① 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

	重点 事業	事業名	取組内容	担当課
1	0	・ 地域防災力の向上	震災救援所運営連絡会に対し、マニュアル整備の支援等を行い、震災時の避難所生活において、女性の視点に立った救援所のあり方や備蓄品の確保等、さまざまなニーズに対応できる運営体制の構築を図ります。	防災課
2	0	防災会議の運営	災害対策基本法改正の付帯決議を受けて、地域防災計画の策定過程において、区の防災対策全般に女性の視点を取り入れるため、防災会議委員に女性の参画を促します。	. 防災課

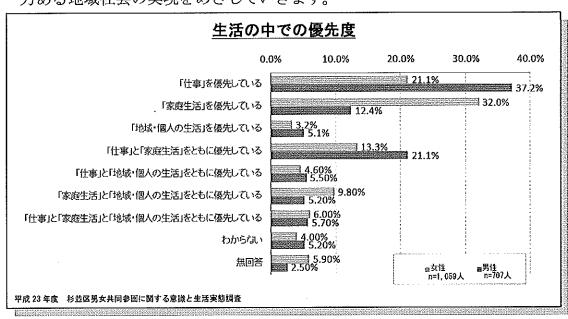
取組② 災害時要援護者支援

重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
0	災害時要援護者支援	日頃から近隣と助け合い、支えあう仕組みを構築し、災害時に男女が その役割と責任を果たし、要支援者を地域ぐるみで支援していくととも に、万一の時は、自力で避難が困難な区民を「地域のたすけあいネット ワーク」に登録し、地域の協力で安否確認や救護支援活動を行います。	保健福祉部 管理課

目標 II 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

課題1 仕事と生活が調和した働きやすい環境の整備

- 男女共同参画社会の実現は女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、その個性と能力を十分発揮することができ、仕事か家庭かといった二者択一ではなく、多様な生き方を選択できる柔軟な社会のことです。このことは、人生のさまざまな段階に応じ、自分に合った仕事と生活の調和を自らが選択できる社会の実現を意味します。
- しかし、実態調査では、家事・育児に対する女性への負担や女性が働きにくい状況など、厳しい現状が依然として続いていることが明らかになっています。
- このような現状を踏まえ、あらゆる男女が、仕事と子育てや介護、地域活動などが両立でき、意欲を持ってさまざまな分野で活躍することで、一人ひとりが自己実現を図るとともに充実した生活を送ることができる、心豊かで活力ある地域社会の実現をめざしていきます。



指標	平成 23 年度	平成 29 年度
生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域生活」		
をともに優先している人の割合	F 00/	95.00/
(男女共同参画に関する意識と生活実態調	5.9%	25.0%
査)		

取組① 就労が可能な環境の整備

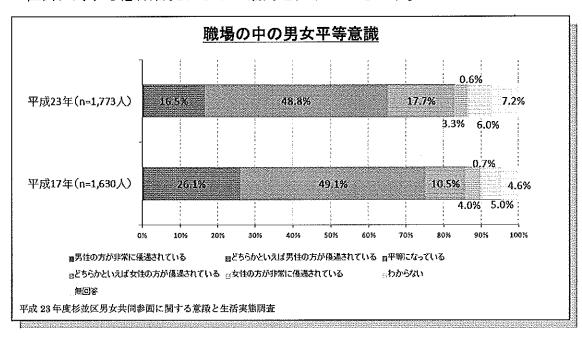
	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		家族介護者支援事業	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう家事代行サービス「ほっと一息、介護者ヘルプ」や介護用品等の支給、緊急ショートステイ等の介護者支援サービスを提供します。	高齢者在宅支援課
2	0	認知症高齢者グループ ホームの整備	高齢者が認知症となっても、少人数で家庭的な雰囲気のもと 共同生活を送ることで、症状の進行を遅らせつつ、地域で安心 して暮らし続けられるとともに、家族介護の負担軽減を図るた め、民間業者によるグループホームの整備を促進します。	高齢者施策課
3	0	特別養護老人ホームの整備	常時介護を必要とし、居宅での介護が難しい高齢者が、安心して生活できるよう民間事業者による特別養護老人ホームの整備を促進します。	高齢者施策課
4		病児・病後児保育の拡充	保護者の就労の機会を確保するため、保育所等に通う子ども の病気の状態が、急性期を超えた症状安定期から回復期まで 預かる病児・病後児保育室の拡充を図ります。	保育課
5	0	学童クラブの整備	働きながら安心して子育てができるよう、増大する学童保育の 需要を踏まえて、学童クラブを整備します。	児童青少年課
6	0	保育所等の整備	待機児童の解消のため、認可・認証保育所の増設、施設の改築・改修により、受入れ定員の拡大を図ります。	保育課
7		家庭福祉員の拡充	待機児童の解消のため、家庭的保育を担う家庭福祉員(保育ママ)の拡充を図ります。	保育課
8		私立幼稚園預かり保育	短時間就労等に伴う保育需要に対応するため、私立幼稚園に おける長時間の預かり保育の推進を図ります。	保育課
9		延長保育の拡充 産休明け保育の拡充	保護者の就労の機会を確保するため、利用者の多様なニーズに対応した保育を提供します。	保育課

取組② 安心して子育てができる環境の整備

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		出産育児準備教室	出産前の家族を対象にパパママ学級を開催し、父親の育児参加を促し、家庭内での自立促進を図るための事業を実施します。	子育て支援課
2		子育てサイトの充実	子どもの成長に合わせ、子育てに関する行政情報、民間サービス、地域情報等を必要な時に手軽に入手できる「すぎなみ子育てサイト」を運営し、子育てしやすい地域社会づくりを進めます。	子育て支援課
3		子ども・子育てメッセ	子ども・子育てを応援する区民・地域団体・企業等が活動の紹介やワークショップなどを行う「子ども・子育てメッセ」を開催し、 子育て家庭や子育てを応援している団体、企業などが集い、知り合い、つながりあう機会をつくります。	子育て支援課
4		子育で応援券事業	就学前の子どもがいる家庭に、「子育て応援券」を交付し、地 域の中で様々な人とかかわりながら安心して子育てができるよう 支援します。	一子育で支援課
5		子どもと家庭に関する 総合相談事業	子ども家庭支援センターが、18歳までの子どもと家庭に関する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	子育て支援課
6		ファミリー・サポート・ センター事業	短時間の子どもの預かりや送迎について、援助を提供する協力会員と援助を希望する利用会員との相互援助事業を行います。	子育て支援課
7		子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳~12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で預かります。	子育て支援課
8		ひととき保育の実施	保護者の通院、買い物、育児疲れの解消等のため、子どもの 短時間保育を実施します。	保育課
9		緊急一時保育の実施	保護者の疾病、出産等の理由により、緊急に保育を必要とする子どものために、区立保育園で一時的に預かります。	保育課
10	0	児童虐待対策の推進	杉並区要保護児童対策地域協議会を設置し、区内の要保護児童、要支援児童、及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が必要な情報を共有し、連携して対応します。	子育て支援課
11		訪問育児サポーター事業	1歳未満の子どもの子育てに不安感・負担感を感じている家庭 を、育児サポーターが訪問し、相談の傾聴や育児技術等の指 導・助言を行います。	子育て支援課
12		産前産後支援 ヘルパー 派遣事業	産前及び産後の家事支援が必要な家庭に、ヘルパーを派遣します。	子育て支援課
13		ブックスタート	乳幼児とその保護者が絵本を通して楽しいひとときが過ごせるよう、絵本と読み聞かせに関するパンフレットが入ったブックスタートパックを、区からプレゼントします。	中央図書館
14		あかちゃんタイム	乳幼児とともに図書館を楽しんでもらうため、乳幼児連れ専用 タイムを設け、図書館職員とボランティアが協働で、図書館利用 のサポートをします。	中央図書館

課題2 事業者と社会の意識啓発の促進

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現には、事業者の理解と協力が不可欠です。事業者にとっては、働き方の多様化が進む中で、男女が共に働きやすい職場環境を確保することによって、その能力を最大限に引き出すことができるだけでなく、有能な人材の採用や確保も可能になります。また、人口減少社会の中で、女性の経済社会における能力の発揮が、広い意味では国の経済全体の活性化や持続可能性を高めることにもつながります。
- このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を中心に、経営層や 管理職の意識を高めていくとともに、例えば、男性でも育児休暇が無理なく 取得できるなど、職場の雰囲気づくりも重要になっています。
- 区では、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に積極的に取り組んでいる事業者を優良事業者として表彰する制度を実施していますが、今後は、このような先進的な企業の事例などを広く情報提供しながら、事業者と社会に対する意識啓発により一層力を入れていきます。



指 標	平成 23 年度	平成 29 年度
職場の中が男女平等であると思う人の割合		
(男女共同参画に関する意識と生活実態調	17.7%	30.0%
查)		

取組① 企業に向けての啓発

	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		子育て優良事業者表彰制度	子育てに理解のある職場環境づくりのほか、子育て支援や地 域貢献活動の関する積極的な取組を行っている企業・事業所 を表彰するとともに、こうした取り組みがより多くの企業・事業者 に広がるように啓発を行います。	子育て支援課
2		技術実績評価型 総合評価方式	区が発注する建設工事において、競争入札参加者が、一定の期間の間に区の「子育て優良事業者表彰」を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、ポイントの加点対象とした評価方式をそれぞれ試行します。	経理課
3		施工能力等審查型 総合評価方式	杉並区が発注する予定価格3千万円を超える建設工事の入札において、競争入札参加者が、区の「子育て優良事業者表彰」を受けている場合、また、次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に加点対象とする総合評価方式を実施します。	経理課
4	0	企業啓発事業	事業主、労務従事者等に仕事と生活の調和(ワーク・ライ・フ バランス)の意識啓発を主眼とした講演会等を行い、企業側の 認識を高める事業を実施します。	男女共同参画担当産業振興センター

取組② 社会に向けての啓発

	重点事業	事業名	取組內容	担当課
1	0	企業啓発事業	再掲(目標Ⅱ、課題2、取組①)	男女共同参画担当

目標Ⅲ 生活上の困難を有する男女への支援

課題1 ひとり親家庭への支援

- 長期化する景気の低迷や非正規雇用の増加など厳しい経済状況が続く中、ひとり親家庭の親は、経済的、社会的、精神的に不安定な状況に置かれがちであるため、区の子ども家庭支援センターを中心に、ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みにきめ細かく応えられるよう相談支援を充実していきます。
- 家事・育児等の日常生活に支障をきたしやすいひとり親家庭に対して、ホームへルパーを派遣し、子どもの養育及び生活の安定に向けた支援が必要な母子家庭に対しては、民間母子生活支援施設への入所支援を行うなど、安心・安全な生活を支援していきます。
- また、母子家庭の経済的自立の支援のため、母子福祉資金等の貸付を行うほか、就労支援策として、就労をめざして技能や資格取得に向けた修学費用の助成等を行っていきます。

母子家庭自立支援事例

ひとり親家庭の親が安定した職業に就 けるよう支援策を行っています。そのひ とつとして、技能修得や資格取得に向け た費用の助成を行います。

	高等技能訓練促進費受給者数	
平成23年度	20 人	
平成 22 年度	12人	

母子 女性福祉資金貸付実績

母子家庭の経済的自立の支援と扶養する子の福祉増進のための母子福祉資金、 及び配偶者がいない女性の経済的自立と 生活意欲の助長を図るための女性福祉金 の貸し付けを行っています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
母子貸付件数	224	286	326
女性貸付件数	24	24	34

平成 23 年度杉並区男女共同参画社会をめざす杉並行動計画 推進状況調査報告書

指標	平成 23 年度	平成 29 年度
母子自立支援員の相談件数	2,832 件	3,200 件
(子育て支援課)	2,002	0,200

取組① 子育てを地域で支える仕組みづくり

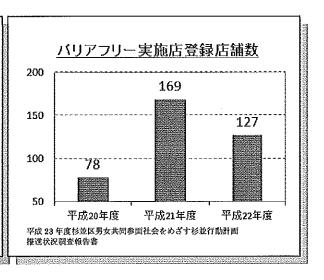
	重点 事業	事業名	取組內容	担当課
1	0		福祉事務所や子ども家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭の 抱える悩みや課題に総合的に対応できるよう相談事業の充実を図 ります。また、子育て支援課においては、自主グループの支援も行 います。	子育で支援課 杉並福祉事務所

取組② ニーズに応じた支援サービス

		重点 事業	事業名	取組内容	担当課
	1		母子生活支援施設への 入所支援	DV被害者や離婚・未婚の母子世帯が、子どもの養育や生活の 安定に向けた支援が必要な場合に、母子生活支援施設への入所 を案内し、施設指導員や母子自立支援員が連携して、緊急時にお ける安全確保や子どもの養育支援、母親への就業支援等を行いま す。	子育て支援課 杉並福祉事務所
1	2		母子家庭等就労支援	ひとり親家庭の親(特に母親)が、安定した職業に就き生活ができるよう、個々の状況やニーズに応じた「自立支援プログラム」を策定するなど、自立に向けた支援を就労支援センター等関係機関と連携して行います。また、母子家庭の親が就労をめざして技能や資格取得に向けた各種講座の受講費用を助成します。	子育て支援課
	3		ひとり親家庭等の子育て 支援	ひとり親家庭の安定した生活を支援するため、就労等,何らかの 理由により日常生活に支障をきたしている場合、家事や育児などを 行うホームヘルパーを派遣します。あわせて、休養の機会が持てる よう、区が契約している日帰り施設等の利用料金の一部を助成しま す。	子育て支援課
	4		母子·女性福祉資金貸付	母子家庭の経済的自立の支援と扶養する子の増進のための母子福祉資金、及び配偶者がいない女性の経済的自立と生活意欲の助長を図るための女性福祉資金の貸付を行います。	杉並福祉事務所

課題2 障害者への支援

- 障害者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、在宅サービスの内容 をはじめ、生活に必要なさまざまな情報が必要です。このため、身近な地域 で障害者やその家族の問い合わせに答えるとともに、十分な情報提供が可能 となるよう、専門性を持った相談支援の体制を構築します。
- また、障害者が住み慣れた地域の中で自立し安心して生活できるよう、個々の障害の特性に応じた住まいを確保するため、社会福祉法人やNPO法人等と連携して、グループホームやケアホーム等の整備を進めていきます。さらに、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制の整備とともに、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する取組にも力を入れていきます。
- あわせて、日常生活における支援としては、移動支援や訪問入浴など、障害 の特性や程度に関わらず、必要に応じてサービスを受けられるようにすると ともに、サービス提供の質の向上を図るなど、障害者の地域での生活を支援 します。



指 標	平成 23 年度	平成 29 年度
年間新規就労者数(障害者生活支援課)	89 人	115 人

取組① 障害者の地域生活の充実

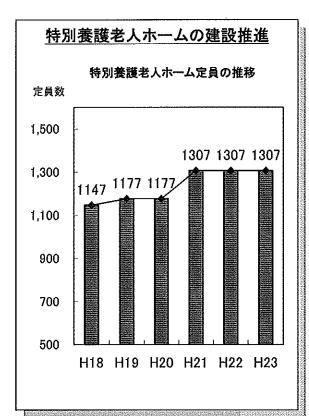
	重加事業		取 組 内 容	担当課
	1 C	障害者の相談支援	障害者が抱える課題の解消や障害者福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。	障害者施策課 障害者生活支援課
	2	障害者のグループホーム・ ケアホーム等の確保	障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方に関する指針に基づき、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。	障害者生活支援課
	3	訪問系サービスの充実	家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、 日常生活の支援を行います。障害区分が非該当とされた 方に対しては、生活サポート事業を実施しサービスを提供 します。	障害者施策課
4	:	地域生活支援事業 (移動支援事業)	外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣し、障害者の 地域生活の充実と社会参加の促進を図ります。	· 障害者施策課 ————
		移動サービスの支援	移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次を行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。	保健福祉部 管理課
6	6 0	生活支援情報提供の推進	日常生活のさまざまな活動への参加に関する情報を、総合的に提供する仕組みを整備します。また、バリアフリー協力店の登録や区内施設におけるバリアフリー情報の提供を進めます。	保健福祉部管理課
7		ふれあい収集	ひとり暮らしの高齢者、障害者等で、身近に協力が得られず、自らごみを持ち出せない場合に、職員が自宅に訪問し、収集を行います。また、ごみが出ていない場合には、 声かけや高齢者担当部署への連絡など、対象者の安否確認も行います。	杉並清掃事務所

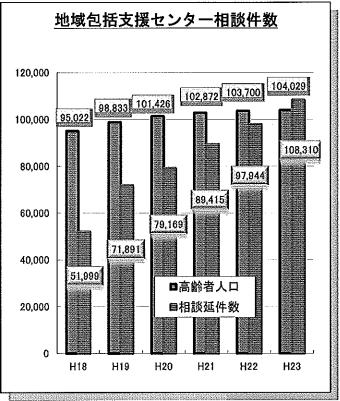
取組② 障害者の社会参加の促進

	重点 事業	事業名	取組 内 容	担当課
1		地域生活支援事業 (移動支援事業)	再掲(目標Ⅲ、課題2、取組①)	障害者施策課
2	0	移動サービスの支援	再掲(目標Ⅲ、課題2、取組①)	保健福祉部 管理課
3			障害者の就労に対する希望に応えるため、一人ひとりの 能力や個性に合わせたきめ細やかな就労支援に努めま す。	障害者生活支援課

課題3 要介護高齢者等への支援

- 一人暮らしや介護が必要な高齢者が増加する中、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者のためのグループホームの整備など、高齢者のニーズに応じて、生活の基盤となる住居を選択できる仕組みづくりを行います。
- また、高齢者とともにその家族にとっても地域で安心して生活できるよう、 □ 日常生活支援サービスの充実を図るとともに、介護者の負担軽減のための支援にも力を入れていきます。
- さらに、専門知識を持つ職員を配置した地域包括支援センターにおける相談 事業や支援の充実を図るとともに、高齢者世帯等の孤立を防ぐため、地域の ボランティアが日常的な見守りを行う高齢者見守りサービスについても充 実を図っていきます。





指標	平成 22 年度	平成 29 年度
生きがいを感じている人の割合〈高齢者対	70.00 /	99.007
象〉(高齢者実態調査)	79.2%	83.0%

取組① 地域での安定した暮らしの確保

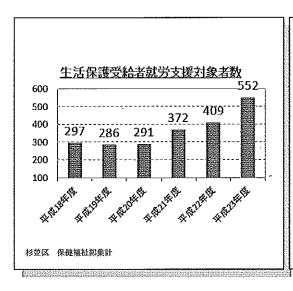
	重点 事業	事業名	取組內容	担当課
1	0	生活支援情報提供の推進	再掲(目標Ⅲ、課題2、取組①)	保健福祉部 管理課
2		ふれあい収集	再揭(目標Ⅲ、課題2、取組①)	杉並清掃事務所
3		民生児童委員活動	ひとり暮らしの高齢者から日々の生活の不安について相談を受け、必要 に応じて地域包括支援センター等につなげるなど、日々の暮らしの中での 困りごとの相談を受け、地域の方々が安心して生活できるよう支援します。	保健福祉部 管理課
4		成年後見制度の利用促進	相談から申し立て支援、法人後見受任等を行っている杉並区成年後見センターの運営について、関係機関や関係団体の協力を得ながら充実を図ります。	保 健 福祉部 管理課
5		高齢者の見守りサービス	高齢者の孤立化を防ぎ、地域の中で安心して生活ができるよう、地域包括 支援センターケア24を拠点として、あんしん協力員、あんしん協力機関が 見守りを行う「ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク」のほか、配食 サービス、緊急通報システムなどの見守りサービスを提供します。	高齢者在宅支援
6	0	高齢者のための相談窓口 の充実	地域包括支援センターケア24を中核に高齢者が住み慣れた地域で暮らし 続けることができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス につなげる等の支援を行います。	高齢者在宅支援
7	0	安心おたっしゃ訪問	介護や医療などの情報を活用し、相談や申請を待つことなく区から積極的 に訪問し、生活実態等を確認できていない高齢者の安否確認や潜在的 ニーズを把握することで、必要なサービスにつなげるなど、高齢者の孤立化 の防止と在宅生活の支援を行います。	高齡者在宅支援
8		高齢者等応急一時居室 の提供	高齢者、障害者、ひとり親、災害被災者、DV被害者で、立ち退きや被災等により緊急に住宅の確保が必要な場合、一時的に区が借上げてる民間アパートを提供し、新たな住まいの確保を支援します。	住宅課
9		高齢者住宅の運営	65歳以上の単身又は60歳以上の配偶者との二人世帯で、かつ、低所得世帯を対象とした高齢者住宅「みどりの里」を管理運営し、高齢者の居住の安定確保を支援します。	住宅課
10		高齢者等アパートの あっせん	高齢者、障害者、ひとり親、災害被災者、DV被害者で、立ち退きや被災等により新たに住宅の確保が必要な場合、宅建杉並支部と連携し、民間アパートのあっせんを行います。	住宅課
11		高齢者等入居支援事業	高齢者、障害者、ひとり親、災害被災者、DV被害者で、民間アパート居住に際し、契約時等の債務保証会社の紹介、見守りサービス、葬儀の実施、残存家財の撤去を行い、民間アパート入居に対する支援を行います。	住宅課
12	0	移動サービスの支援	再揭(目標Ⅲ、課題2、取組①)	保健福祉部 管理課

取組② 介護基盤の整備

	重点 事業	事業名	取 組 內 容	担当課
1	0	認知症高齢者 グループホームの整備	再掲(目標Ⅱ、課題1、取組①)	高齢者施策課
2	0	特別養護老人ホームの , 整備	再掲(目標Ⅱ、課題1、取組①)	高齢者施策課
3			病状が安定した要介護高齢者の在宅生活への復帰支援のため、リハビリ に重点を置いた介護老人保健施設の整備に向けて事業者に対する支援を 行います。	高齢者施策課

課題4 就労支援の推進

- 就労意欲がありながら雇用機会に恵まれなかったり、就労阻害要因を抱えたりする若年層を中心とした現役世代の就労を支援するため、ハローワーク、区内産業団体等と連携し、杉並区就労支援センターを運営します。このセンターを拠点として、就労に向けて相談業務や職業相談・職業紹介等を行うとともに、就労に結びつくセミナーの開催や必要な情報の提供を行います。
- ひきこもり、ニートなど、さまざまな就労阻害要因を解消するため、直ちに 一般就労することが困難な男女に対しては、庁内関係部署の連携のもと、ボ ランティア、アルバイト、就労体験などの中間的就労や社会参加の場を確保 します。
- また、生活保護受給者の就労支援としては、福祉事務所に就労支援専門員を 配置し、履歴書の書き方等、面接の受け方の指導、ハローワークへの同行な どを通じ、自立に向けた求職活動への支援を行います。





指標	平成 23 年度	平成 29 年度
就労支援センターの支援による就職者数 (産業振興センター)	_	2,400 人
福祉事務所の就労支援プログラム対象者数 (福祉事務所)	552 人	600 人

取組① 若者への就労支援

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		青少年の社会参加支援	不登校やひきこもり、コミュニケーションに不安を抱える方を対象としたフリースペース「すぎなみしゃべり場」、保護者向け講座及び支援団体意見交換会を開催し、青年期の社会適応力の向上をめざします。	生涯学習推進課
2	0	就労支援センターの運営	意欲がありながら雇用機会に恵まれなかったり、就労の阻害要因を 持つ若者等の就労を支援するため、区の就労支援の中核を担う施設 として、杉並区就労支援センターを運営し、ハローワークと一体的に就 労支援を行います。	産業振興センター
3	0	中間的就労の場の確保	さまざまな就労阻害要因を持ち、直ちに一般就労することが困難な場合、ボランティアやアルバイト、就労体験などの中間的就労や社会参加の場を確保します。	産業振興センター

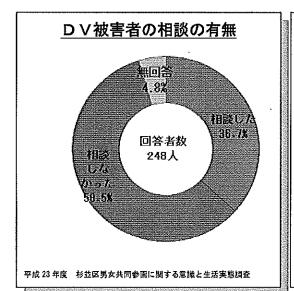
取組② 生活保護受給者に対する就労支援

į	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1	0	被保護者等自立支援	生活保護受給者等の経済的自立を促すため、福祉事務所の就労支援専門員や委託事業者支援員の知識やノウハウを活用し、就労支援プログラムを策定し、働きかけを行います。	杉並福祉事務所
2		ハローワークによる 出張相談	ハローワークから就職支援ナビゲーターの派遣を受け、生活保護受給者等に対し、求職相談、及び企業面接に向けた手続き・指導などの支援を行います。	杉並福祉事務所

目標IV 人権が尊重される社会の形成

課題1 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

- ○DV(配偶者や交際相手等からの暴力)は、犯罪となる行為をも含む重大な 人権侵害です。DVを未然に防止するため、区立男女平等推進センターを拠 点として、DVの内容に関する正確な情報提供や、同センターをはじめとす る公的な相談機関の周知などにさらに力を入れていきます。
- ○DV以外のセクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の性暴力に対しても、根絶に向けた取組を行うことで、男女がお互いの人格を尊重し合える関係を築いていくことが重要です。どのようなさ細なことでも安心して気軽に相談できるよう、区立男女平等推進センター、福祉事務所、子ども家庭支援センター等、相談機関の充実を図るとともに、関連部署間の連携をさらに密にすることで、被害者の状況と意思に応じた保護を迅速に行う体制の整備とあわせて、自立支援に向けた取組にも力を入れていきます。
- 〇さらに、外国人にとっても安心して暮らせる環境整備を進めるため、杉並区 交流協会との連携のもと、外国人相談窓口を開設・運用します。



<u>ドメスティック・バイオレンス(DV)とは</u>

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は あったものから振るわれる暴力」という意味で使用される ことが多く、被害者は多くの場合女性です。

暴力の形態

さまざまな形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。 【身体的なもの】

直接何らかの有形力を行使するもの。刑法で定める 障害や暴行に該当する違法行為です。

【精神的なもの】

心ない言動等により相手の心を傷つけるもの。PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなどの場合は、 傷害罪となることもあります。

【性的なもの】

性的な行為を強要するなど。

指 標	平成 23 年度	平成 29 年度
DV 被害者が公的機関に相談した割合		
(男女共同参画に関する意識と生活実態調	6.6%	10.0%
査)		

取組① 未然防止・早期発見

	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1	0	ついての意識啓発	女性に対する配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であることの意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布などにより啓発活動を進めます。また、交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止についても、意識啓発の取組を進めます。	男女共同参画担当
2		あらゆる暴力・女性 問題に対する相談	母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に 発見し、関係機関と連携して対応します。	保健センター
3	0	相談事業	DV相談をはじめ、離婚問題や夫婦間の葛藤など、さまざまな悩みや問題を共に考え、DVを未然に防止しより快適でいきいきとした自分らしい生き方への第一歩を踏み出すため、女性相談員による一般相談や女性弁護士による法律相談を実施します。	男女共同参画担当

取組② 相談体制の充実

	重点事業		取組內容	担当課
1		配偶者暴力相談支援センター機能の整備	平成19年7月のDV防止法改正で、区市町村における配偶者暴力相談 支援センターの機能整備が努力義務とされたことを受け、被害を潜在化 させないよう、また、相談を適切な支援に結び付けていくため、配偶者暴 力相談支援センターの機能を整備します。	男女共同参画担当
2	0	母子·女性·家庭相談	夫等からの暴力や離婚問題その他家庭内の問題などの相談に対し、 母子自立支援員(婦人相談員兼務)や家庭相談員が相談に応じ、子ども 家庭支援センターや男女平等推進センター等、関連機関相互の連携を 図り、効果的な援助を行います。また、DV被害者を保護し、心身の安全 を確保するとともに、自立した生活ができるように支援します。	杉並福祉事務所
3		子どもと家庭の相談 (DV相談)	子どもと家庭に関する総合相談、ひとり親家庭支援の中で、DV相談にも応じ、母子生活支援施設への入所案内等の支援を行います。	子育て支援課
4	0	男女平等推進センター 相談事業	再掲(目標IV、課題1、取組①)	男女共同参画担当
Ş		あらゆる暴力・女性 問題に対する相談	再掲(目標IV、課題1、取組①)	保健センター
(i	ひとり親家庭相談・ 関連制度支援	父子家庭を含め、ひとり親となった当初の不安定な時期をはじめ、ひとり親家庭の抱える悩みや課題に関する個々に応じたきめ細かな相談事業の充実を図ります。また、各種制度等の周知を図るため、ひとり親家庭のためのパンフレットを発行します。	子育て支援課 杉並福祉事務所

取組③ 被害者の保護・自立支援

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1	0	母子·女性·家庭相談	再揭(目標IV、課題1、取組②)	杉並福祉事務所
2		住民基本台帳事務にお けるドメスティック・ バイオレンス及び ストーカー行為等の 被害者保護の支援措置	DV等の被害者のさらなる被害を防ぐため、 住民基本台帳及び戸籍 附票の閲覧等の制限及び戸籍届出書記載事項閲覧等の制限を行います。	区民課
3		国民健康保険の支援措	住民基本台帳及び戸籍附票の閲覧などの制限措置があってもなお、住 民登録を変更することができない場合、現在の住所地などの確認ができ れば、国民健康保険に加入できる取り扱いを行います。	国保年金課
4		DV被害者等に対する 就学事務	被害者及び子どもの安全確保のため、加害者の追求が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適正な管理を行います。	学務課
5			経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品の費用の一部について就学援助を行います。	学務課
6		DV被害者等に対する 保育等の支援措置	保育園の入園申し込みに関しては、区に住民票がない場合であっても、 被害者からの申し立て等により居住の実態を確認したうえで、ひとり親世 帯に準じたものとして適切に対応します。また、被害者及び児童の安全 確保のため、入園申し込み状況及び在籍状況等の厳格な情報管理を行 います。	保育課
7		母子生活支援施設 への入所支援	再掲(目標Ⅲ、課題1、取組②) ·	子育て支援課 杉並福祉事務所
8		外国人相談	区内在住外国人が地域で安心して暮らせる環境を整備するため、区交 流協会との連携のもと、ボランティア通訳による相談事業「外国人サポー トデスク」等を行います。	文化•交流課

取組 ④ 関係機関の連携

	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1	0	「女性に対する暴力」 問題対策連絡会議	関係機関が情報を共有し意見交換の機会を持つことにより、DV等の被害者への適切な対応を連携して行えるよう連絡会議を開催します。 (構成機関:男女平等推進センター、区民課、子ども家庭支援センター、杉並福祉事務所、保健センター、済美教育センター、杉並児童相談所、区内警察署)	男女共同参画担当

課題 2 生涯にわたる心と体の健康支援

- あらゆる男女が生涯にわたって健康に留意するとともに、互いの身体的性差を十分に理解し、それぞれの人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って、心身共に生涯にわたって健康に暮らすことは、男女共同参画社会実現の理念にも一致するものです。
- 生涯にわたって心身ともに健康でいきいきとした生活を送るためには、男女が自分の健康に対して適切に自己管理ができるよう、各年代に応じた健康診断の実施等、健康を維持するための支援が必要です。特に、妊娠、出産や女性特有の疾病等、生涯において男性と異なる女性の健康上の問題について、男女が共に理解し、適切に判断できるよう保健センターを中心に必要な情報の提供を行います。
- また、男女を問わず生活習慣病の増加に伴い、早い段階から予防に取り組むため、飲酒・喫煙等が健康に及ぼす知識の習得をはじめとして健康診断の受診率を高め、健康上の問題に積極的に取り組めるよう保健指導を充実します。がん検診については、早期発見・早期治療に結び付けていくため、区のがん検診の受診率の向上をめざします。また女性特有のがんである乳がん、子宮頚がんについて、普及啓発とあわせ、受診の環境をさらに整備します。



保健センター健康講座実施例

区民の方々の健康づくりや生活習慣病予防 のため、さまざまな世代に向けた教室や講座 を開催しています

24年度講座一例

☆あなたの人生を豊かにする生きがいづくり講座

☆若返りスマイルエクササイズと 歯の健康講座

☆ハロウィンのファミリー食育講座

☆産後ママのビューティー講座

指標	平成 23 年度	平成 29 年度
自分の健康状態を健康と感じている人の割	oc 00/	00.00/
合(区民意向調査)	86.0%	90.0%

取組① 健康に対する啓発

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		生活習慣病予防対策	運動、食事、飲酒及び喫煙などについて、健康に及ぼす正しい知識 の習得などを通して、適切な生活習慣に向けての行動変容を促し生活 習慣病を予防します。	健康推進課
2		保健センター健康講座	女性の健康づくりを推進するため、若年女性、子育て中の母親、中高年女性などライフステージに合わせた女性の健康講座を各保健センターで行います。受講者が健康づくりについて主体的に考え実行できるようになることを目標に置き、健康課題ごとにカリキュラムを編成し、終了後も自主的なグループで健康づくりの活動ができるように支援します。	健康推進課

取組② 保健指導・健康診査の充実

	重点 事業	事業名	取組內容	担当課
1		特定健康診査・ 特定保健指導	国民健康保険に加入している40~74歳の方に、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施します。その結果、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群には、特定保健指導も実施します。	国保年金課健康推進課
2		がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率向上をめざします。特に働き盛りの40歳~69歳の方に対して、がん検診の積極的な受診につながる施策を実施します。また、女性特有の乳がん、子宮頸がんについて、普及啓発のキャンペーンに加えて、受診しやすい検診体制等の環境を整備します。	健康推進課

取組③ 健康保持・増進への支援

	重点事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		保健センター健康講座	再掲(目標IV、課題1、取組①)	健康推進課

目標 V 男女共同参画を推進する社会づくり

課題1 男女共同参画に関する普及啓発

- ○男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重や男女平等に関する意識 啓発が何よりも必要であり、その活動拠点として区立男女平等推進センター の役割は大変重要です。
- ○しかし、実態調査では、「施設があることを知らない」との回答が 75%となっており、センターの周知は喫緊の課題です。区広報、公式ホームページ、パンフレット等、さまざまな媒体を活用して、施設のPRに努めていくとともに、センターの事業内容の充実にも力を入れていきます。
- ○あわせて、区内関連団体等との協働のもと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等、従来からの啓発講座に加えて、性的少数者(性同一性障害者等)に対する問題など、今日的な課題を含め、男女共同参画に関する普及啓発をより一層拡充していきます。

<u>男女平等推進センター啓発講座</u>

毎年区内で活動する団体と協力し、講座を実施しています。

24年度講座一覧

☆どう働く?どう生きる?カップルのためのワーク・ライフ・バランスワークショップ

☆お話と実技

いつまでもいきいき活躍するために

☆家族力UP!

パパの育休×育休後カフェ×パパ子キッチン

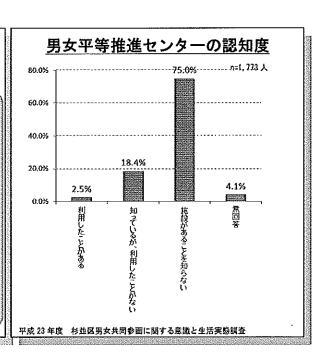
☆あなたもできるスピードクッキング

☆杉並にゆかりの女性シリーズ

与謝野 晶子

☆ケアをする人のための

心も体も軽くなるコミュニケーション講座



指標	平成 23 年度	平成 29 年度
啓発講座の実施回数	10 🖃	15 回
(男女共同参画担当)	10 回	10 回

取組① 区民等に向けた啓発

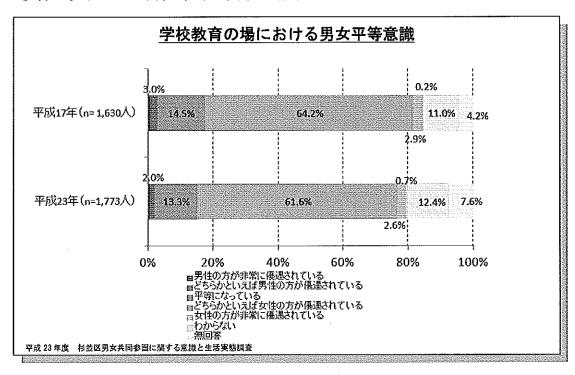
		重点 事業	事業名	取組内容	担当課
	1	0	男女共同参画啓発事業 の 実施	男女共同参画週間(毎年6月)に合わせ、区役所ロビーにおけるパネル展をはじめ、区内各所へのポスターの掲出、広報紙への啓発記事の掲載などさまざまな媒体を通じて男女共同参画への啓発活動を進めます。	男女共同参画担当
-	2		男女共同参画情報の 収集・提供	男女平等推進センター情報・資料コーナーで、男女共同参画関連書籍等の貸出・提供を行います。また、常に適切な情報を提供できるよう、配架する図書に関しては、センター登録団体、一般利用者等のリクエストなどをもとに選定し、資料の更新を図ります。	男女共同参画担当
- - - -	3	0		男女共同参画をさらに推進し、性別にかかわらず個性や能力を活かすことができる社会を実現するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や男性の育児参加等、幅広いテーマや内容で講演会やワークショップなどを開催します。	男女共同参画担当

取組② 女性団体等の育成

	重点事業	事業名	取組內容	担当課
1	0	男女平等推進センター 啓発講座 の委託	男女平等推進センター啓発講座の企画運営を、区内で活動する女性団体等に委託することにより、活動の場・機会を提供します。	男女共同参画担当
2		男女共同参画のための 団体活動の支援	区内の女性団体等を登録するとともに、活動の拠点として利用して もらうため、登録団体を中心に男女平等推進センターの集会室等を 貸出します。	男女共同参画担当

課題2 男女平等に関する教育・学習の推進

- ○学校教育においては、児童・生徒の発達段階、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など、学校教育全体を通じた学習を進めています。
- ○特に、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念を理解させるとともに、その具体化を図るための男女平等教育を適正に推進していきます。また、人権を尊重し男女が相互に協力するとともに、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性について、指導の充実を図ります。
- ○さらに、関連団体との協働のもと、子どもを育てる中で家庭が抱える課題を 共有し、解決に導くことを目的にした家庭教育講座等を開催するなど、社会 教育の視点からも男女平等に関する意識の啓発に力を入れていきます。



指標	平成 23 年度	平成 29 年度
学校教育の場での男女平等と感じる人の割		
合(男女共同参画に関する意識と生活実態	61.6%	70.0%
調査)		

取組① 男女平等に関する学校教育等の推進

	重点 事業	事業名	取 組 内 容	担当課
1		人権教育	学校教育全体を通して人権を尊重する精神をより一層徹底し、 人権教育の本質についての授業研究や先進校の訪問等によっ て教職員の認識を深めさせ、教育内容や指導方法の改善を図る ことを目的に人権教育研修を実施します。	済美教育センター
2		家庭教育支援	PTAなど保護者の団体が自ら学びの場をつくり、子どもの成長について理解を深めたり、子どもを育てる中で抱えている課題を 共有し解決していくことを目的に、家庭教育講座を実施します。	学校支援課

課題3 推進体制の充実

- 行動計画の推進には、関連団体や企業等との連携・協力が不可欠であり、国 や東京都をはじめとする他の自治体との連携を深めることも重要です。この ため、特別区女性政策主管課長会や都内男女平等参画(女性)センター館長 等会議の場を通じて東京都や各区市町村との情報交換・連携を密にしていき ます。
- あわせて、学識経験者、公募区民、地域団体等代表で構成する「杉並区男女」 共同参画推進区民懇談会」を設置し、幅広く区民等の意見を聞きながら、男 女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
- 区役所においても、区内最大の事業所として、他の事業所のモデルとなるよう、全ての部署において、男女共同参画の理念を考慮した組織や事業の運営を心掛け、積極的に行動できる職員を育成していきます。

取組① 国・都等関係機関との連携による男女共同参画の推進

重点事業	事業名	取組內容	担当課
parase	国・東京都等との連携	特別区女性政策課長会、都内女性センター館長等会議などで 国、東京都、他の自治体との情報交換等を行うことにより、男女共同参画の取組や取組についての連携を図ります。	男女共同参画担当

取組② 区民・事業者・団体等の協働による男女共同参画の推進

	重点事業			担当課
-	0	男女平等推進センター 啓発講座 の委託	再掲(目標V、課題1、取組②)	男女共同参画担当
	2	男女共同参画推進 区民懇談会	学識経験者や公募区民、地域団体等代表で構成する「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」を通して、男女共同参画についての区民意見を取組等に反映させます。	男女共同参画担当

取組③ 職員の意識啓発

	重点事業	事業名	取組內容	担当課
1		職員の人材育成	男女共同参画や人権問題について、基礎自治体の職員としての理解を深めるとともに、地域や職場における課題を男女 共同参画・人権尊重の視点から捉え、行動できる職員を育成 します。	人材育成課

成果指標等の数値目標一覧

	ANNOTAN 1 - MET W					
		指標	23年度現況	目標値 (29年度)	出典	
		社会全体が男女平等に なっていると思う人の割 合	14.4%	30.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査	
	1 政策や方針の意思 決定における女性の 参画の拡大	審議会における女性委員の登用割合	37.1%	39.0%	男女共同参画 担当調査	
課題	2 地域活動における 参画の場と機会の提 供	社会参加活動を行って いる人の割合	4.9%	6.0%	区民意向調査	
	3 地域防災における 男女共同参画の 推進	区の防災対策に女性の 意見が反映されていると 感じる人の割合		50,0%		
	II と生活の調和(ワーク・ フ・バランス)の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認 知度	44.9%	60.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査	
課題	1 仕事と生活が調和 した働きやすい環境の 整備	生活の中で「仕事」「家 庭生活」「地域生活」をと もに優先している人の割 合	5.9%	25,0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査	
, KS	2 事業者と社会の意識啓発の促進	職場の中が男女平等で あると思う人の割合	17.7%	30.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査	
	Ⅲ 上の困難を有する男 の支援	生きがいを感じている人 の割合(一般区民対象)	80.6%	82.0%	区民意向調査	
	1 ひとり親家庭への 支援	母子自立支援員の相談 件数	2,832件	3,200件	子育て支援課	
	2 障害者への支援	年間新規就労者数	89人	115人	障害者生活支援 課	
課題	3 要介護高齢者等へ の支援	生きがいを感じている人 の割合(髙齢者対象)	79.2% (22年度)	83.0%	高齢者実態調査	
	4 就労支援の推進	就労支援センターの支 援による就職者数		2,400人	産業振興センター	
		福祉事務所の就労支援 プログラム対象者数	552人	600人	福祉事務所	

		指標	23年度現況	目標値 (29年度)	出典
人権が尊重される社会の形		DV被害経験者の中で 誰にも相談しなかった人 の割合	58.5%	0.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査
課題	1 男女共同参画を阻 害する暴力の根絶	DV被害者が公的機関 に相談した割合	6.6%	10.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査
題	2 生涯にわたる心と 体の健康支援	自分の健康状態を健康 と感じている人の割合	86.0%	90.0%	区民意向調査
目標 男女 社会	【V て共同参画を推進する うづくり	区立男女平等推進セン ターの認知度	20,9%	50.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査
	1 男女共同参画に関 する普及啓発	 啓発講座の実施回数	10回	15回	男女共同参画 担当
課題	2 男女平等に関する 教育・学習の推進	学校教育の場での男女 平等と感じる人の割合	61.6%	70.0%	男女共同参画に 関する意識と生 活実態調査
	3 推進体制の充実				